

目論見書補完書面（公募投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をあらかじめよくお読みください。

当ファンドのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

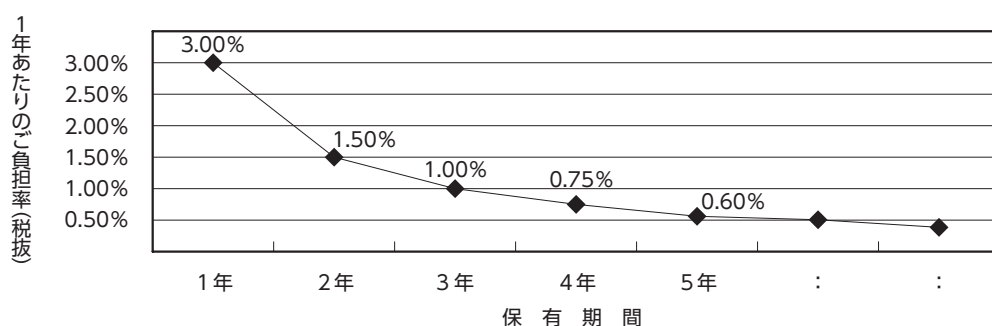
手数料など諸費用及びリスクについて

- ・ 当ファンドの手数料^{（注）}など諸費用の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・ 購入時手数料は、目論見書に記載された上限料率を上限値としてご負担いただきます。
- ・ なお、手数料など諸費用の合計額及び一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。
- ・ 外貨建て外国投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した適用為替によるものとします。最新のスプレッドは当社HPをご覧ください。
- ・ また、外貨建て外国投資信託へ投資する場合、為替の変動により損失が生じるおそれがあります。リスクの詳細は目論見書をご覧ください。

（注）購入時手数料は、ご購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率^{*}はしだいに減っていきます。

^{*} 1年あたりのご負担率は、購入時手数料を保有期間に応じて1年あたりの料率に引き直したもので、「購入時手数料÷保有期間」で計算しています。

（例：購入時手数料が3.00%（税抜）の場合）



※投資信託によっては、ご解約時に解約手数料や信託財産留保額をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。なお、当ファンドの残存期間については目論見書でご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。投資信託もしくはお取引形態等によっては、購入時手数料がかからない場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社はファンドの販売会社として、募集の取扱い及び換金の受付、分配金・償還金のお支払い（分配金再投資を含みます。）等、販売に関する事務等を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドのお取引に係るその他のご留意事項

- ・ ファンドによっては、1日当りのご購入・ご換金額が制限される場合があります。
- ・ ご換金により受益権の総口数等が一定水準を下回った場合には、早期償還される場合があります。
- ・ ファンド維持等を目的に、当社が自己で当ファンドを保有する場合があります。
- ・ 商品特性上の制約から、組入れ資産の発注が当社1社になる場合があります。

当社の概要（2020年12月21日現在）

当社の商号等：	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地：	〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
加入協会：	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関：	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金：	405億円
主な事業：	金融商品取引業
設立年月日：	2009年12月1日
連絡先：	お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）
※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

- 「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関(指定紛争解決機関)が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC(フィンマック))」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる(和解できない)場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

住所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005(受付時間 平日:9:00~17:00)

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

以 上

